

国鉄技第93号
国鉄施第116号
国鉄安第90号
令和6年10月30日

日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 犬飼 新 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく鉄道事業法第23条第1項の命令に係る弁明の機会の付与について（通知）

標記について、行政手続法第30条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
鉄道事業法第23条第1項の規定に基づく事業改善の命令（同項第6号の事項）
2. 不利益処分の原因となる事実
別添「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」参照
3. 弁明書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省鉄道局技術企画課
 - (2) 提出期限
令和6年11月6日（水）
 - (3) その他
行政手続法第29条第2項の規定に基づき、弁明書（弁明を記載した書面）の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。